

### 【特記事項】

○当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。

「保険薬局」とは薬剤師が健康保険を使って調剤を行ったり、一般薬を販売（一般薬には健康保険は使えません）をしている薬局のことです。

○薬剤服用歴管理指導料に関する事項

当薬局では、お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用や飲み合わせに関してご説明し、薬剤服用歴に記録いたします。

○明細書の発行状況に関する事項

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収証発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は事前にお申し出ください。

○調剤基本料に関する事項

当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。

○後発医薬品の調剤に関する事項

当薬局では医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品（後発医薬品）の調剤を積極的に行っています。ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。

（後発医薬品体制加算を算定しています。）

○地域支援体制加算に関する事項

当薬局は地域支援体制加算2の施設基準に適合する薬局です。

- ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 50%以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年 24 回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等

- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍）
  - ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
  - ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
  - ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
  - ・ 健康相談・健康教室の取り組み
  - ・ 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

○在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

■介護保険

- ・ 居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費（1 割負担の場合）
  - 建物住居者 1 名：518 円/回
  - 建物居住者 2～9 名：379 円/回
  - それ以外：345 円/回

■医療保険

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導
  - 建物住居者 1 名：650 円/回
  - 建物居住者 2～9 名：320 円/回
  - それ以外：290 円/回

○無菌製剤処理加算に関する事項

当薬局では、2 つ以上の注射剤（中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤、麻薬）について、無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、無菌的な調剤を行っています。

当薬局では 2 名以上の保険薬剤師が在籍しており、無菌製剤の処理を行うための無菌室、クリーンベンチまたは安全キャビネットを設置しています。

○かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。

- ・ 保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・ 週 32 時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ 1 年以上の在籍

- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心してお薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用しているお薬の情報を一元的・継続的に把握し、お薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。

#### ○連携強化加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ 第二種指定医療機関の指定
- ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知
- ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有
- ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加
- ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売

#### ○医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・ 電子処方箋により調剤する体制
- ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制
- ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示
- ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

#### ○在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている旨

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後ご自宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきますことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合はお申し出ください。(医師の了解と指示が必要です)

#### ○健康相談又は健康教室を行っている旨

当薬局では、地域の皆さまの健康をサポートするため、医療用医薬品、一般用医薬品、健康食品に関する情報提供や健康相談を積極的に行っております。

○オンライン資格確認システムに関する事項

オンライン資格確認の体制を有しています。

○マイナンバーカードの健康保険証利用等医療 DX に関する事項

マイナンバーカードを使って、過去に処方されたお薬情報や特定健診情報などの提供に同意をいただくことで、正確な情報を医師や歯科医師、薬剤師が参照でき、より安心安全な医療を受けることができます。

(厚労省チラシ：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241676.pdf>)

また、複数の医療機関・薬局にまたがる過去のお薬情報を医師や薬剤師とスムーズに共有することができます。同じ成分のお薬や飲み合わせの良くないお薬の服用を防ぐことができます。また、薬局に処方箋の情報を事前に送ることで、お薬の受け取りがもっと便利になります。